

2021年4月14日

木地山地熱発電所(仮称)設置計画に係る計画段階環境配慮書
の送付および縦覧について

東北自然エネルギー株式会社
(東北電力企業グループ)

当社は、秋田県湯沢市の木地山地域において2010年から地熱資源の調査を開始し、2012年からはJOGMEC^{※1}の助成を得ながら資源量評価を実施してまいりました。

そこで得られたデータの解析・評価により、本地域において長期にわたって利用可能な豊富な地熱資源を確認できたため、出力14,900kWの木地山地熱発電所(仮称)を新設することといたしました。(2020年11月17日お知らせ済み)

本日、環境影響評価法および電気事業法に基づき、「木地山地熱発電所(仮称)設置計画 計画段階環境配慮書^{※2}」(以下「配慮書」という。)を経済産業大臣、秋田県知事および湯沢市長へ送付いたしました。

配慮書につきましては、別紙のとおり縦覧するとともに、当社ホームページ(<https://www.tousec.co.jp>)においてもご覧いただけます。

[「木地山地熱発電所\(仮称\)設置計画 計画段階環境配慮書」はこちら](#)

※1 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

※2 計画段階環境配慮書は、事業者がその事業の位置や規模、建造物などの構造、配置を検討する早期段階で、重大な環境影響を回避し、又は低減するため、既存資料などを用いて、環境の保全のために配慮する必要がある事項を検討し、その結果を取りまとめたものです。

1. 配慮書の縦覧について

(1) 縦覧の場所

湯沢市役所本庁舎
湯沢市役所皆瀬総合支所
湯沢市高松地区センター
当社湯沢事業所

(2) 縦覧の期間

2021年4月15日（木）～2021年5月17日（月）
当社湯沢事業所につきましては、土曜日、日曜日および祝日を除きます。

(3) 縦覧時間

湯沢市役所本庁舎：午前 8 時 30 分～午後 10 時
湯沢市役所皆瀬総合支所：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
湯沢市高松地区センター：午前 8 時 30 分～午後 10 時
当社湯沢事業所：午前 8 時 40 分～午後 5 時 20 分

2. ご意見の提出について

配慮書に関して、環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、郵便またはファックスによりお送りください。

(1) 意見書の記載内容

住所、氏名、ご意見（ご意見の理由を含めて、日本語で記載して下さい）

(2) 意見の提出期限

2021年5月17日（月）まで

(3) 意見書の提出先、お問い合わせ先

東北自然エネルギー株式会社 技術本部 地熱事業部
〒980-0811 仙台市青葉区一番町三丁目7番1号
電話 022-222-3998(平日 午前9時～午後5時)
ファックス 022-265-2207

以上